

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	18 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	12 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	26 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年4月から45年3月まで
② 昭和50年4月から52年3月まで

婚姻前はA市に居住し、両親が国民年金に加入しており、私の国民年金保険料は、父親が納付してくれていた。昭和52年3月に婚姻のためB市に転居後は、自身で継続して保険料を納付していた。未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和52年3月については、C県B市が保管している国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金被保険者資格は同年同月25日に任意で取得していることが確認でき、申立人は、同年4月以降、61年4月1日に第3号被保険者となるまでの間、任意加入被保険者の資格を喪失することなく国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の納付意識を踏まえると、任意加入手続を行いながら申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間①及び②のうち昭和50年4月から52年2月までについては、申立人は、婚姻前に居住していたA市で国民年金に加入し、申立人の父親が国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、上述のとおり、申立人の国民年金資格取得日は52年3月25日であることから、当該期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人の父親は当該期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人又はその父親が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年3月から同年9月まで
② 昭和44年10月から48年3月まで

私の国民年金は、亡くなった母親が昭和44年ごろに加入手続きを行い、毎月渡していた生活費から、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和46年4月から48年3月までについて、申立人は、48年4月以降、60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付しており、56年1月からは付加保険料も納付している上、申立人が生活費を渡していたとする申立人の母親は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付しており、申立人及びその母親の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、A市においては国民年金の加入時に、国民年金保険料の未納期間が有った場合、2年間さかのぼって納付できる旨、勧奨することが通例であったことから、申立人の母親が申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①については、申立人が所持する国民年金手帳において、国民年金の資格取得日が昭和44年10月1日と記載されており、これは社会保険事務所が保管している特殊台帳の記録とも一致することから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立期間②のうち、昭和44年10月から46年3月までについて、申立人は、その母親が申立人の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、48年5月に払い出されており、申立人の母親は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点において、当該期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

さらに、申立人の母親が申立期間①及び②のうち昭和44年10月から46年3月までについて、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から48年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月から53年3月まで

会社を辞め、次の勤めが変わった際、母親に国民年金の加入手続を頼み、母親が未納であった期間の納付書をもらい、国民年金保険料を納付したと聞いている。

その後は、私が納付書で、途中からは口座振替で国民年金保険料を納付してきた。納得いかないので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和50年6月から52年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、52年7月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人の母親は、このころに申立人の国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この当時、A市では、国民年金に加入した場合、さかのぼって納付することが可能な過年度保険料について納付勧奨するのが通例であったことから、申立人の母親が、当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和50年2月から同年5月までについては、申立人の母親が国民年金の加入手続を行った上記の時点では、既に時効により納付できず、これを納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立期間のうち、昭和52年4月から53年3月までについては、

A市が 51 年 4 月以降の国民年金保険料の納付状況を記載している国民年金収滞納リストでは、未納となっていることから、これを納付するには過年度納付によることとなるが、さかのぼって保険料を自身で納付したとの主張は無い。

さらに、申立人の母親又は申立人が、昭和 50 年 2 月から同年 5 月までの期間及び 52 年 4 月から 53 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 6 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年12月から5年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年4月まで

私は、厚生年金保険の被保険者でなくなったため、平成6年4月にA区役所に行き、国民年金に加入した。その際、係員から2年さかのぼって国民年金保険料を納付することができると聞き、すぐに郵便局かB信用金庫かのどちらかでまとめて納付した。未納とされていることに納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年12月から5年4月までについては、社会保険庁のオンライン記録から、7年1月10日に社会保険事務所が時効となっていない当該期間の国民年金保険料を納付勧奨した納付書が作成されていることが確認でき、申立人は、6年4月以降、保険料をすべて納付しており、申立人の保険料納付意識を踏まえると、この納付書により当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、平成4年4月から同年11月までについて、申立人は、申立期間の国民年金保険料を加入手続き時にまとめて納付したと主張している。しかしながら、上述の納付書は、申立期間の保険料が加入時に過年度納付されなかったため、作成されたものとみるのが相当であり、当該期間は納付されなかったものと考えられる上、この納付書が発行された時点では、当該期間は既に時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期

ではない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、平成4年12月から5年4月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から55年3月まで

私は、集金人に勧められて、昭和47年1月ごろ国民年金に加入し、何百円ぐらいであったと思うが、集金人に納付していた。領収証はもらっていたが、今は持っていない。申立期間が未納となっていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年4月以降、国民年金保険料の未納は無い上、国民年金の加入時から付加保険料に加入し、平成10年3月からは国民年金基金にも加入しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までについては、社会保険事務所が保管している特殊台帳の昭和54年度の欄に「55 催」の印が押印されていることから、社会保険事務所では申立人に対し、55年度に54年度分の納付書を発行したものと考えられ、納付意識が高い申立人は、当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和47年1月から54年3月までについては、申立人の国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、55年6月に払い出されており、この時点では、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付及び過年度納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資

料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から46年3月まで

私は、昭和44年2月に会社を退職し実家に戻った際、姉が私の国民年金の加入手続きを行い、町内の婦人会の役員に姉自身の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付してくれた。未納とされていることに納得できないため、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び第3号被保険者期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間の保険料を納付していたとする申立人の姉についても、昭和41年7月以降、申立期間を含め保険料をすべて納付していることから、申立人及び申立人の姉の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人は、会社を退職した際、申立人の姉が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を町内の婦人会の役員に納付してくれたとしており、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年8月に払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、このころに申立人の姉は、申立人の国民年金の加入手続きを行ったものと考えられ、申立期間の保険料は、現年度保険料及び過年度保険料として納付が可能である。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していたA市では、現年度の国民年金保険料の集金については、婦人会に委託していたことが確認できる上、

同市では、過年度保険料の納付書についても発行していたことが確認できることから、申立人の姉が申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

加えて、申立人が所持している国民年金手帳の、申立期間直後の昭和 46 年 4 月から同年 9 月までは、A 市の検認印の押印が有るにもかかわらず、同市が保管している申立人の国民年金被保険者名簿にはその記録が無く、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人はその主張する標準賞与額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の株式会社Aにおける平成17年7月28日支給分の標準賞与額に係る記録を14万2,000円、同年12月25日支給分の標準賞与額に係る記録を13万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月28日
② 平成17年12月25日

申立期間①及び②において、株式会社Aから誤った標準賞与額が届け出されていたため、同社の事務担当者が、平成21年4月28日に社会保険事務所に報酬訂正届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準賞与額については、事業主からの届出により、平成21年4月28日付けで、17年7月28日支給分の標準賞与額14万5,000円、同年12月25日支給分の標準賞与額14万5,000円と記録されている。ただし、当該記録訂正は、政府が保険料を徴収する権利は時効

により消滅していることから、厚生年金保険法第 75 条の規定により当該記録は年金額の計算の基礎となる標準賞与額にはならないとしている。

しかし、株式会社Aから提出を受けた賞与支給一覧表によれば、申立人が社会保険庁に記録されている標準賞与額に基づき計算された保険料額以上の保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与支給一覧表において確認できる保険料控除額から、平成 17 年 7 月 28 日支給分については 14 万 2,000 円、同年 12 月 25 日支給分については 13 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額及び標準賞与額と記録されているが、申立人はその主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の株式会社Aにおける平成16年12月から17年5月までの標準報酬月額に係る記録を34万円、同年6月から19年2月までの標準報酬月額に係る記録を41万円、17年7月28日支給分の標準賞与額に係る記録を21万3,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月1日から17年6月1日まで
② 平成17年6月1日から19年3月1日まで
③ 平成17年7月28日

申立期間①、②及び③において、株式会社Aから誤った標準報酬月額及び標準賞与額が届け出されていたため、同社の事務担当者が、平成21年4月28日に社会保険事務所に報酬訂正届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、保険給付に反映されるよう当該標準報酬月額及び標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額については、事業主からの届出により、平成21年4月28日付けで、16年12月から17年5月までの標準報酬月額34万円、同年6月から19年2月までの標準報酬月額41万円、17年7月28日支給の標準賞与額21万3,000円と記録されている。ただし、当該記録訂正は政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該記録は年金額の計算の基礎となる標準報酬額及び標準賞与額にはならないとしている。

しかし、株式会社Aから提出を受けた給与明細書及び賞与支給一覧表によれば、申立人が標準報酬月額及び標準賞与額に基づく保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額については、平成16年12月から17年5月までの標準報酬月額について34万円、同年6月から19年2月までの標準報酬月額については41万円、17年7月28日支給分の標準賞与額については21万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、既に平成18年10月1日から19年2月28日までは30万円、標準賞与額については、17年7月28日支給分は20万円と記録されているが、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額及び標準賞与額と記録されているが、申立人はその主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の株式会社Aにおける18年10月から19年2月までの標準報酬月額に係る記録を34万円、17年7月28日支給分の標準賞与額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年10月1日から19年3月1日まで
② 平成17年7月28日

申立期間①及び②において、株式会社Aから誤った標準報酬月額及び標準賞与額が届け出されていたため、同社の事務担当者が、平成21年4月28日に社会保険事務所に報酬訂正届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、保険給付に反映されるよう当該標準報酬月額及び標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額

については、事業主からの届出により、平成21年4月28日付けで、18年10月から19年2月までの標準報酬月額34万円、17年7月28日支給分の標準賞与額24万3,000円と記録されている。ただし、当該記録訂正は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該記録は年金額の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額にはならないとしている。

しかし、株式会社Aから提出を受けた給与明細書及び賞与支給一覧表によれば、申立人が社会保険庁に記録されている標準報酬月額及び標準賞与額に基づき計算された保険料額以上の保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額については、平成18年10月から19年2月までの標準報酬月額については34万円、17年7月28日支給分の標準賞与額については24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額及び標準賞与額と記録されているが、申立人はその主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の株式会社Aにおける平成16年1月の標準報酬月額に係る記録を20万円、同年2月の標準報酬月額に係る記録を19万円、同年3月から同年8月までの標準報酬月額に係る記録を20万円、18年10月から19年2月までの標準報酬月額に係る記録を26万円、17年7月28日支給分の標準賞与額に係る記録を17万8,000円、同年12月25日支給分の標準賞与額に係る記録を21万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年1月1日から同年9月1日まで
② 平成18年10月1日から19年3月1日まで
③ 平成17年7月28日
④ 平成17年12月25日

申立期間①、②、③及び④において、株式会社Aから誤った標準報酬月額及び標準賞与額が届け出されていたため、同社の事務担当者が、平成21年4月28日に社会保険事務所に報酬訂正届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、保険給付に反映されるよう当該標準報酬月額及び標準賞与額に係る

記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額については、事業主からの届出により、平成21年4月28日付けで、平成16年1月から同年8月までの標準報酬月額20万円、18年10月から19年2月までの標準報酬月額26万円、17年7月28日の標準賞与額17万8,000円、同年12月25日の標準賞与額21万6,000円と記録されている。ただし、当該記録訂正は政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該記録は年金額の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額にはならないとしている。

しかし、株式会社Aから提出を受けた給与明細書及び賞与支給一覧表によれば、申立人が社会保険庁に記録されている標準報酬月額及び標準賞与額に基づき計算された保険料額以上の保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額については、平成16年1月の標準報酬月額については20万円、同年2月の標準報酬月額については19万円、同年3月から8月までの標準報酬月額については20万円、18年10月から19年2月までの標準報酬月額については26万円、17年7月28日支給分の標準賞与額については17万8,000円、同年12月25日支給分の標準賞与額については21万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額及び標準賞与額と記録されているが、申立人はその主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていることが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の株式会社Aにおける平成18年10月から19年2月までの標準報酬月額に係る記録を26万円、17年7月28日支給分の標準賞与額に係る記録を16万6,000円、同年12月25日支給分の標準賞与額に係る記録を25万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成18年10月1日から19年3月1日まで
② 平成17年7月28日
③ 平成17年12月25日

申立期間①、②及び③において、株式会社Aから誤った標準賞与額が届け出されていたため、同社の事務担当者が、平成21年4月28日に社会保険事務所に報酬訂正届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、保険給付に反映されるよう当該標準報酬月額及び標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額

については、事業主からの届出により、平成21年4月28日付けで、18年10月から19年2月までの標準報酬月額26万円、17年7月28日の標準賞与額16万6,000円、同年12月25日の標準賞与額25万8,000円と記録されている。ただし、当該記録訂正は政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該記録は年金額の計算の基礎となる標準報酬月額及び標準賞与額にはならないとしている。

しかし、株式会社Aから提出を受けた給与明細書及び賞与支給一覧表によれば、申立人が社会保険庁に記録されている標準報酬月額及び標準賞与額に基づき計算された保険料額以上の保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額については、平成18年10月から19年2月までの標準報酬月額については26万円、17年7月28日支給分の標準賞与額については16万6,000円、同年12月25日支給分の標準賞与額については25万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和29年6月1日に、資格喪失日に係る記録を同年12月11日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年6月1日から同年12月31日まで
② 昭和30年1月1日から31年12月31日まで

昭和29年6月から31年末ぐらいの期間に、申立期間①はA株式会社で、申立期間②は株式会社Bで勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、それぞれが厚生年金保険の未加入期間となっている。両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、元同僚の回答並びに申立人の当時のA株式会社の従業員及び業務内容に関する供述から、申立人が申立期間①において当該事業所でC工として勤務していたことが認められる。

また、申立人が申立人と同じ業務に従事していたとする元同僚は、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に厚生年金保険の被保険者としての記録が存在し、申立人が記憶している当時の元同僚4人も同被保険者名簿において氏名が確認できる上、他の同僚は、「厚生年金保険の取扱いはきちっとしていたと思う。」と回答している。

さらに、申立人及び元同僚が供述した当時のA株式会社の従業員数と社会保

險事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することから、当時、当該事業所においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたと考えられる。

加えて、複数の元同僚は、A株式会社では申立人の所属していたC部は業務縮小に伴い昭和29年の年末までになくなったと供述しており、申立人が一緒に退職したと記憶している元同僚は同年12月11日に被保険者の資格を喪失していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間①のうち昭和29年6月1日から同年12月11日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿において、申立人の申立期間①と同じ昭和29年に厚生年金保険に加入している被保険者で、申立人と生年月日が近い者の被保険者の記録から判断すると4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①当時の事業所が存在していないため不明であるが、申立期間①の上記の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない。

また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届も提出されているはずであり、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることからは、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和29年6月から同年11月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、昭和29年12月12日から同年12月31日までの期間については、申立人が一緒に退職したと記憶している同僚はA株式会社において同年12月11日に被保険者資格を喪失していることが確認できるほか、当時の事業主は所在不明であり、人事記録、賃金台帳等関連資料の存否も不明であることから、申立人の勤務実態について確認することができない。

申立期間②について、申立人は、株式会社BのD県E市の寮に入っていたと主張しているが、当該事業所では、E市の寮の竣工式を昭和32年11月23日に行ったとしているほか、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間②当時在籍していた17人に対して照会を行ったところ、14人から回答を得たが、申立人を記憶している

者はいないことから、申立人が申立期間②において勤務していたとする主張をそのまま肯定することはできない。

また、株式会社Bの保管する申立人に係る労働者名簿によると、申立人の雇入年月日は昭和36年2月1日、退職年月日は同年3月31日と記載されていることから、申立人は、申立期間②後の期間において、当該事業所に勤務していたことは推認できるものの、当該事業所は、申立期間②当時、入社後3か月から6か月の試用期間を設けていたと回答しているほか、当該事業所が保管する同年5月6日付け健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、同年2月及び同年3月の資格取得届をまとめて行っているが、申立人の氏名は記載されておらず、当該事業所は当該届出を行った時点で既に申立人は退職しているため、申立人に係る資格取得届を提出しなかったと回答している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和20年8月16日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、40円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年8月16日から20年8月16日まで

私は、昭和19年3月にA市にあるB株式会社C工場に養成工として入社した。20年に大空襲を受けたが、疎開先のD寺（E県F市G）に寄宿して終戦まで勤務していた。B株式会社に在籍した同年8月16日までの期間を、厚生年金保険の加入期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和19年4月1日から終戦の20年8月16日まで、B株式会社C工場及び同社H工場で勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたとしているが、社会保険庁の記録では、19年8月16日に厚生年金保険の資格を喪失したものとされている。

しかし、申立人は養成工として入社してから20年1月に同社C工場が空襲を受けた後、疎開しD寺に寄宿して、同社H工場に所属し裏の山中や電車のガード下でエンジンの修理、組立作業を同年8月16日の終戦まで続けたとする事実経過の説明は、具体性があり、当該事業所社史等の内容とも一致していることから判断すると、申立人は、申立期間において当該事業所で継続して勤務していたと認められる。

また、社会保険事務所のB株式会社C工場に係る厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は昭和19年4月1日に厚生年金保険被保険者として資格を取得していることが確認できるが、同名簿には資格喪失日の記載が無い上、

社会保険事務所のB株式会社C工場に係る厚生年金保険被保険者台帳には申立人について同年9月に標準報酬月額が30円から40円に改訂された内容が記載されている。

さらに、当該事業所の社史には、昭和20年1月に同社C工場は空襲を受けてその3分の1を失い、林間工場、地下工場、転用工場などの疎開に努めるほか、各地の女・中学校を工場とするに至った旨の記述がみられるところ、社会保険事務所のB株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿において、18年4月から19年12月までに厚生年金保険被保険者資格を取得した者約2万1,000人の資格喪失日をみると、20年1月のC工場焼失に伴い大量の従業員が異動したと考えられるが、同年2月1日に資格を喪失した者の割合は1パーセントであり、同年2月中に資格を喪失した者を含めても2パーセントに過ぎないことから、同社では、工場の疎開に伴って異動した者についても引き続き厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことが推認できる。

加えて、当時当該事業所で勤務していた複数の従業員に照会したところ、同社C工場が空襲を受けた後、疎開先のH工場で勤務したとする従業員3人から回答を得たが、その3人については、社会保険庁の記録において、申立期間における厚生年金保険の加入記録が確認できる。

以上の事実及び周辺事情を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の事実と則した喪失日の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への転記間違い、記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないといふべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、資格喪失日の記載が社会保険事務所の厚生年金保険被保険者名簿では確認できないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人の申立てに係るB株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は昭和20年8月16日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所のB株式会社に係る厚生年金保険被保険者台帳の記載から40円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準賞与額と記録されているが、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の株式会社Aにおける平成15年12月25日支給分の標準賞与額に係る記録を50万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月25日

申立期間において、株式会社Aから支給された賞与から、誤った標準賞与額が届け出されていたため、同社の事務担当者が、平成21年4月28日に社会保険事務所に報酬訂正届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金の給付には反映されないため、保険給付に反映されるよう当該標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準賞与額については、事業主からの届出により、平成21年4月28日付けで、15年12月25日支給分の標準賞与額50万1,000円と記録されている。ただし、当該記録訂正は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該記録は年金額の基礎となる標準賞与額にはならないとしている。

しかし、株式会社Aから提出を受けた賞与支給一覧表によれば、申立人が標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の賞与支給一覧表において確認できる保険料控除額から、平成15年12月25日支給分については50万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額と記録されているが、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の株式会社Aにおける平成18年10月から19年2月までの標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年10月1日から19年3月1日まで

申立期間において、株式会社Aから誤った標準報酬月額が届け出されていたため、同社の事務担当者が、平成21年4月28日に社会保険事務所に報酬訂正届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、保険給付に反映されるよう当該標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額については、事業主からの届出により、平成21年4月28日付けで、18年10月から19年2月まで26万円の標準報酬月額が記録されている。ただし、当該記録訂正は政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により当該記録は年金額の計算の基礎となる標準報酬月額にはならないとしている。

しかし、株式会社Aから提出を受けた給与明細書によれば、申立人が社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額以上の保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書において確認できる保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない標準報酬月額と記録されているが、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の株式会社Aにおける平成17年12月から18年6月までの標準報酬月額に係る記録を34万円、同年7月から19年2月までの標準報酬月額に係る記録を36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年12月1日から19年3月1日まで

申立期間において、株式会社Aから誤った標準報酬月額が届け出されていたため、同社の事務担当者が、平成21年4月28日に社会保険事務所に報酬訂正届を提出したが、保険料を徴収する権利が時効によって消滅しているため、事業主は厚生年金保険料を納付できず、当該記録の訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付には反映されないため、保険給付に反映されるよう当該標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の標準報酬月額については、事業主からの届出により、平成21年4月28日付けで、17年12月から18年8月までの期間及び同年9月から19年2月までの期間について、それぞれ34万円の標準報酬月額が記録されている。ただし、当該記録訂正は、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の

規定により当該記録は年金額の計算の基礎となる標準報酬月額にはならないとしている。

しかし、株式会社Aから提出を受けた給与明細書によれば、申立人が社会保険庁に記録されている標準報酬月額に基づき計算された保険料額以上の保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書において確認できる保険料控除額から、平成17年12月から18年6月までは34万円、同年7月から19年2月までは36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は履行していないことを認めており、社会保険事務所は、申立人に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA共済組合における資格取得日を平成14年4月1日、資格喪失日を15年4月1日、B協同組合における資格取得日を15年4月1日、資格喪失日を16年4月1日とし、当該期間の標準報酬月額に係る記録を14年4月から15年2月までは17万円、同年3月は15万円、同年4月から16年3月までは20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から16年4月1日まで

私は、B協同組合C支店D給油所で勤務していたが、社会保険庁の記録では厚生年金保険の未加入期間となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B協同組合が保管する申立人に係る「賃金台帳兼源泉徴収簿」から、申立人は、申立期間において同協同組合に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人のA共済組合における資格取得日は平成14年4月1日、資格喪失日は15年4月1日、当該期間の標準報酬月額は上記の「賃金台帳兼源泉徴収簿」の保険料控除額から、14年4月から15年2月までは17万円、同年3月は15万円とし、B協同組合における資格取得日は15年4月1日、資格喪失日は16年4月1日、当該期間における標準報酬月額については、15年4月から16年3月までは20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人のA共済組合及びB協同組合における厚生年金保険の資格取得届及び資格喪失届の届出をしていなかったことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 11 月 11 日から 36 年 12 月 12 日まで
(A社)
② 昭和 36 年 12 月 12 日から 39 年 10 月 1 日まで
(B株式会社)

会社から給料が遅配になるので待機するように言われ、1 か月ほど待ったところに電話があったので、遅れていた給料をもらいに行った記憶はあるが、脱退手当金については、請求した記憶も受け取った記憶もないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、申立人が所持している厚生年金保険被保険者証にはその表示が無い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間については、被保険者記号番号が同じであるにもかかわらず、その計算の基礎とされず未請求となっており、申立人が3期間の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人は、昭和 39 年 6 月 * 日に婚姻して改姓している上、B株式会社(現在は、C 有限会社)が保管する申立人の被保険者資格喪失確認通知書を見ると、改姓後の氏名で届け出られていることが確認でき、申立人が退職後に脱退手当金を請求する場合、改姓後の氏名で請求すると考えられるが、申立

人の厚生年金保険被保険者証、被保険者原票及び被保険者記号番号払出簿の氏名はいずれも旧姓のままとされており、脱退手当金が請求されたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和45年10月から53年12月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から53年12月まで

私が大学生でA県に住んでいた昭和43年4月ごろに、父親が20歳のお祝いとして国民年金保険料の納付を始め、卒業後はB市に戻り花嫁修業をしていたが、父親はその間も保険料を納付してくれていた。付加保険料制度ができてからは、付加保険料も併せて納付してくれていた。

C市に住んでいる叔母も父親が私の年金を毎月納付していると言っていたのを聞いたとの言及も有るので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、昭和43年4月ごろに、申立人の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の所持する手帳において、「初めて被保険者となった日」は54年1月22日であり、同日に任意で国民年金被保険者資格を取得した旨及び付加保険料納付を開始した旨が記載されており、これは社会保険庁のオンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、定額保険料及び付加保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立

人について、婚姻前の氏名を含む複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和58年1月から61年3月まで

私は、結婚を機に、父親の経営する会社を退職した際に、父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間については、引き続き保険料を納付していたので納付の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。しかしながら、申立人の所持する国民年金手帳により、申立人は昭和58年1月29日付けで任意加入の国民年金被保険者資格を喪失していることが確認でき、61年4月1日に第3号被保険者として国民年金に再加入するまでの間、再加入した記録は確認できず、これは、A市が保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストの記録とも一致していることから、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から49年3月まで

私は、昭和52年3月ごろ、A社会保険事務所で年金を受け取るためには、60歳までに25年間の国民年金保険料を納付する必要があると指導されたので、B市役所で納付書を作成してもらい、銀行で納めた。度重なる転居のため、現在、その領収書は見当たらないが、申立期間が未納とされているのは納得できない。

なお、その証として、年金手帳のコピーを提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和52年2月に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、このころに、申立人及びその妻は国民年金の加入手続を行ったものと推認される。しかしながら、この時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、これを納付するには、特例納付によることになるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

なお、申立人は、昭和51年度分の国民年金保険料を昭和52年4月11日に現年度納付するとともに、昭和49年度及び50年度の保険料を昭和52年3月30日及び同年10月6日に過年度納付していることが、C県B市が保管している国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の特殊台帳から確認できることから、申立人は、このことと誤認している可能性もうかがわれる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付した証としている年金手帳には、「はじめて被保険者となった日」として昭和45年7月1日と記載されているが、これは、保険料納付の開始月を示すものではなく、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことに伴い、この日が国民年金の被保険者資格の取得日となったことを示すものである。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1353

第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月から同年6月まで

私は会社を退職した後、A市役所で国民健康保険の加入手続を行った際、国民年金にも加入しなければいけないとの説明を受け、加入手続を行った。申立期間は保険料を納付しているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は会社を退職後、国民健康保険の加入手続を行った際、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。しかしながら、申立期間の保険料を納付するには国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿において、申立人に同手帳記号番号の払い出された形跡が無い上、A市の保管する国民年金被保険者名簿でも申立人は見当たらないことから、同市では申立人は国民年金被保険者として管理されておらず、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から43年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月から43年9月まで
昭和39年3月に勤めていた会社を退職後、同年4月から商売を始めたので、夫と共に国民年金に加入し、国民年金保険料は、主に、銀行員に納付していた。記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年4月から商売を始めたので、申立人の元夫と共に国民年金に加入したと主張している。しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿を確認しても、同手帳記号番号が払い出された形跡は無く、申立人の元夫についても、申立人と同様に国民年金手帳記号番号の払い出された形跡が見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料の納付については、主に銀行員に納付していたとも主張しているが、申立期間当時、A市における保険料収納方法は、集金人が国民年金手帳に国民年金印紙を貼付して収納する方法であり、申立内容とは符合しない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も

存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年5月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月から49年3月まで

私は、会社を退職したことにより厚生年金保険の被保険者でなくなったため、夫がA町役場で昭和48年1月ごろに国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も一緒に同役場で納付してくれていた。国民年金手帳には資格取得日が同年1月20日と記入されており、申立期間の保険料を納付していたはずであり、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が昭和48年1月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、49年4月に払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立人が所持している国民年金手帳に記載されている資格取得日は、昭和48年1月20日と記載されていることから、国民年金保険料は同年1月から納付可能であり、仮に、同年1月から納付されていた場合、同年1月から同年4月までの保険料は厚生年金保険の期間と重複するため、保険料が還付されることとなるが、社会保険庁のオンライン記録では、その記録は見当たらない。

なお、申立人の国民年金手帳に記載されている資格取得日は、国民年金保険料の納付の事実を示すものではなく、この日が国民年金の被保険者資

格の取得日であることを示すものである。

さらに、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索しても該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から45年3月まで

私の国民年金については、昭和43年3月ごろ、養父が区役所で加入手続を行い、2年分の国民年金保険料をさかのぼって納付したと言っていたことを記憶している。その後の保険料については養母が集金人に納付し、カードに押印してもらっていた。領収書等はないが、養母にお金を渡していたので、養母が自分の保険料だけ納付していたということは考えられない。改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年3月ごろ、申立人の養父が区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、2年分の国民年金保険料をさかのぼって納付し、その後については、申立人の養母が集金人に保険料を納付してくれていたと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、47年10月に払い出されていることが社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、このころに申立人の養父は申立人の国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点で、納付可能な昭和45年度及び46年度の2年度分をさかのぼって納付していることが、社会保険事務所が保管している特殊台帳により確認できるものの、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人の養父母が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示

す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から60年3月まで

私は、昭和49年12月ごろ、A市で国民年金に加入し、申立期間当初は、集金人に国民年金保険料を納付したことを記憶しており、それ以外の期間も、保険料を納付してきたはずであるので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、昭和49年12月に払い出されていることが社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により確認でき、A市が保管している国民年金被保険者名簿により、申立人は、50年1月*日にA市からB県C市に転出した後、A市で再び国民年金に加入していることが確認できるが、申立期間の保険料については納付が確認できず、このことは、社会保険庁のオンライン記録とも一致していることから、申立人の主張とは符合しない。

また、申立人について、申立期間当時、申立人が居住していたとするB県C市、同県D市及びE市における国民年金の加入状況並びに保険料納付状況については、以下のとおりであり、各市では、申立期間に係る申立人の所在を把握していなかったものと推認され、申立人は、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

i) C市が保管している申立人の国民年金被保険者台帳には、申立人の国民年金保険料を収納した記録は無く、検認記録欄には「検認員転出先不明戻 50.5.21」と記載されていることから、同市の検認員は申立人宅を

訪問したが、既に転出していたため保険料を徴収できなかったものと考えられること。

- ii) D市においては、国民年金被保険者名簿が廃棄されているため、申立人が次に居住したとするE市の3か所の住所地について、同市の国民年金被保険者名簿で申立人の加入記録を確認したが、申立人に該当する記録は見当たらないこと。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人について、婚姻中の氏名を含め、複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの期間及び45年10月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から40年3月まで
② 昭和45年10月から48年3月まで

夫が昭和38年10月ごろ、区役所で私の国民年金の加入手続を行い、毎月、自宅で集金人に国民年金保険料を納付してくれていたことを覚えている。未納期間が有ることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、申立人の夫が昭和38年10月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張している。しかしながら、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、40年11月に夫婦連番で払い出されていることが、社会保険事務所が保管している国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人が所持している国民年金手帳は同年10月25日に発行されていることから、この日に、申立人の夫は申立人の国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点で、申立期間の保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立期間②について、申立人は、昭和40年10月25日発行の第1冊目の国民年金手帳及び48年4月17日発行の第2冊目の国民年金手帳を所持しており、申立人は、申立期間の当初の月である45年10月にA市B区に転居しているが、第1冊目の手帳にはその住所変更及び同区での検認印が無く、第2冊目の手帳では、申立期間の最終の月の翌月である48年4

月から検認印が有ることから、この間、申立人は、申立期間の国民年金保険料を現年度納付しなかったものと考えられ、第2冊目の国民年金手帳が発行された48年4月17日の時点では、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立期間①及び②について、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間における申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月から 10 年 6 月まで

私は、昭和 50 年 7 月から平成 10 年 6 月まで有限会社 A で代表取締役として勤務していたが、20 年 12 月 3 日に社会保険事務所からヒアリング調査があり、8 年 7 月 1 日から 10 年 6 月 15 日までの私の標準報酬月額が、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後である 10 年 7 月 1 日に、30 万円から 9 万 2,000 円に引き下げられていることが分かった。このような訂正をするよう届け出た記憶はないので、元の額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、有限会社 A が平成 10 年 6 月 15 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の同年 7 月 1 日に、同事業所の代表取締役である申立人の申立期間における標準報酬月額のみが、8 年 7 月 1 日にさかのぼって 30 万円から 9 万 2,000 円に訂正されていることが確認できる。

このことについて、申立人が、当該訂正処理が行われた時期に有限会社 A の任意整理を依頼したとしている弁護士に対し照会を行ったところ、同事業所から全委任を受け、任意整理を行ったが、当時の資料はなく、記憶も不明瞭であるため、減額訂正に関する届出や社会保険料の滞納の有無、それに関する社会保険事務所との協議の有無など、申立内容については不明である旨の回答があったほか、同事業所の給与事務等を担当していた税理士に対しても照会を行ったところ、申立期間当時の資料は既に処分しており、申立内容については不明である旨の回答があった。

一方、当時事業主であった申立人は、当該訂正処理については承知してお

らず、届出もしていないとしているが、申立内容について管轄の社会保険事務所に対し照会を行ったところ、当時の資料を保管していないため減額訂正の処理については不明であるが、事業主からの届出等がないにもかかわらず、このような処理を職権で行うことはない旨の回答があった。

また、申立人は、給与に関する資料や会社の代表印などについては、すべて任意整理を行った弁護士に預けていたとしているが、当該訂正に係る届出について、同弁護士が、申立人個人の年金受給内容に影響する行為を、本人に相談することなく独断で行ったとは考え難い。

さらに、申立人は、社会保険事務は基本的には事務員が行っていたとしているが、従業員及び事業所関係者は、同事務員はパートタイマーであったとしており、厚生年金保険にも加入しておらず、氏名及び連絡先を記憶している者もないため、当時の社会保険事務の取扱いについて供述を得ることはできないものの、パートタイマーである同事務員が、独断で当該訂正処理に係る届出等を行ったとは考え難い。

以上のことから、申立人は、事業主として当該訂正処理に関する届出及び保険料の支払い等について直接関与し、又は知りえる立場にあったものと推認される。

このほか、申立てに係る事実について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は当該標準報酬月額減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間における、申立人の厚生年金保険料の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年8月ごろから24年1月ごろまで
② 昭和52年4月ごろから53年5月ごろまで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間①において、A市のB（地名）にあったC株式会社の工場、申立期間②において、D市にあった株式会社Eの工場にそれぞれ勤務しており、当該期間が空白になっていることが分かった。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が勤務していたと主張するC株式会社（現在はF株式会社）に照会したところ、G工場は既に存在せず、申立期間当時の人事記録や給与台帳等の資料が保管されていないため、当時の雇用形態にどのようなものがあり、厚生年金保険への加入基準がどのようになっていたか不明である旨を回答していることから、当該事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、C株式会社で申立期間当時に勤務していた複数の元従業員に照会したものの、申立人に関する具体的な供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、株式会社Eに照会したところ、申立期間当時の人事記録や給与台帳等の資料が保管されていないため、同社H事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、当該事業所で当時勤務していた複数の元従業員から供述を得られたが、申立人について具体的な記憶を有している者はいなかった。

さらに、申立人は当該事業所の従業員は 10 人程度で、自分が全員の給与計算事務を担当していた旨を供述しているが、申立期間当時、同事業所で給与事務を担当していた従業員によると、当該事業所の従業員数は 1,000 人から 2,000 人程度であった旨を供述しており、申立人が主張する事業所規模とは相違があることから、申立人が勤務していたのは別事業所であった可能性がある。

加えて、雇用保険被保険者加入記録でも、当該事業所において雇用保険の被保険者であった記録は確認できない。

両申立期間について、社会保険事務所が保管する両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名の記録は無く、健康保険の番号に欠番も見られないため、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1136 (事案 323 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 16 日から 41 年 3 月 31 日まで

私は、申立期間に、A局（現在は、B株式会社C支店）に臨時補充員として勤務していた。勤務期間は、退局する昭和 47 年 2 月まで通常勤務で勤務時間の変動は無く、継続して勤務していたが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、正規事務員になる前の 3 か月間だけ加入していたとの調査結果はおかしいので、再度の調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、次の理由から既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 20 日付け総務大臣の年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立期間において、申立人がA局に勤務していたことは、同僚の供述から推認できるが、現在の事業主に照会したところ、当時の資料が残っていないため申立期間については不明である旨の回答であり、申立てに係る事実は確認できない。さらに、D高等学校から、申立期間において申立人が全日制高等学校に在学中であったことの証明があり、人事記録及び在職証明書並びに同僚の供述から判断すると、昭和 41 年 4 月 1 日前の申立期間は厚生年金保険の加入要件を満たしていなかったことがうかがえる。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料等を提出していないが、申立期間に臨時補充員として週に 40 時間勤務し、厚生年金保険の加入要件を満たしていた旨を述べている。

そこで、今回の再申立てを踏まえ、E共済センターから新たに提供された申立人に係る人事記録の全ページ分を確認したところ、勤務の記載欄には、最初の記録として昭和41年4月1日臨時補充員（F研修員）を命ずる、任期は同年6月30日までとすると記載されており、この期間は、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者期間と一致しているため、事業主は社会保険事務所の記録どおりに届出していたことがうかがえる。

なお、B株式会社G支社によると、当該人事記録は、「人事記録の記載事項に関する政令」（昭和41年2月10日 政令第11号）等に基づき記載されているとしており、当該人事記録には申立期間における申立人の記録は確認できないため、申立人が主張する申立期間に臨時補充員として勤務していた事実は確認できない。

また、申立人が「当時、年末年始のアルバイトも、私のように20日以上働いていた者も全て臨時補充員であった。」と主張しており、これについて、同支社は、申立人の申立期間に係る記録が残されていないため、申立人の勤務実態は分からないが、当時の臨時補充員は、「H省臨時補充員任用規程」（昭和28年11月16日 公達第127号）に基づき対応している旨の回答をしており、同任用規程によると、臨時補充員は官職名で、存続期間は6か月以内で臨時的任用とされており、同支社では、1度は臨時的任用の更新はできると説明している。これを社会保険事務所のA局に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿でみると、被保険者期間が1年を超える者はいないことから、申立期間の37か月間において、臨時補充員であったとする申立人の主張は認め難い。

なお、当時の同僚の1人は、申立人が申立期間に健康保険証を使用していた記憶があるとしていたが、その保険証は国民健康保険証か政府管掌の健康保険証かは分からない旨の供述をしている。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月 1 日から平成 5 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 59 年 12 月 1 日から平成 5 年 1 月 31 日までA株式会社に勤務していた。社会保険庁に記録されている標準報酬月額が、当時の給与に比べて低いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社は、社会保険庁の記録では平成 10 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、登記簿の記録においても 15 年 5 月 21 日に破産廃止決定、同年 5 月 28 日に閉鎖されており、元事業主及び元役員に照会したものの回答を得られず、申立てに係る報酬月額や保険料控除額について事実を確認できる関連資料や供述を得ることができない。

また、当該事業所で申立人と同様に運転手をしていた当時の同僚に照会したが、当時の標準報酬月額の届出や申立人の給与の額については供述を得ることができなかった。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人の入社時の標準報酬月額は、他の同僚の入社時と比較しても同程度であり、その後も平成 3 年 7 月までは自然に推移し、同年 8 月からは 26 万円から 20 万円に低く届けられているが、上記の同僚によると、会社の業績が悪くなり給与が下がっていた旨の供述をしており、同時期に申立人以外の記録においても同様に下がっている者が確認できる。また、同僚 5 人の入社時から退職時までの標準報酬月額の推移を申立人と比較しても、申立人の標準報酬月額の推移が著しく低いとは言えな

いことから、申立人の申立期間における記録に不自然な点は見られず、社会保険庁の記録においても訂正した記録も確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月3日から27年3月1日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間の17か月間について未加入期間となっていることが分かった。この期間は、A株式会社B造船所C部に正社員として継続して勤務しており、当該期間が未加入期間となっていることは考えられない。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、D株式会社E工場において、昭和25年10月3日、臨時工から本工に採用され、その日から厚生年金保険の被保険者であったと主張している。これについて、D株式会社発行の在籍証明書及び現在の事業継承会社であるF株式会社保管の退職者名簿では、申立人の入社年月日は同年10月3日と記載されていることから、申立期間に申立人が当該事業所に勤務していた事実は認められるが、F株式会社保管の厚生年金保険被保険者資格取得届には、申立人の資格取得年月日は27年3月1日と記載されており社会保険庁の記録と一致している上、当該事業所の保管する同資料から、複数の同僚についても、申立人と同様に、入社日と資格取得日が相違していることが確認できる。

また、雇用保険の記録においても、申立人の当該事業所に係る資格取得日は昭和27年4月16日であり、社会保険庁の記録と同時期であることから、事業主は社会保険庁の記録どおりに届出をしていたことがうかがえる。

さらに、申立人は、同僚よりも早く本工に採用されたと主張しているが、

申立人の先輩である複数の同僚は、昭和 25 年 4 月に当該事業所に復社した時の契約では、2 年間は臨時工としての契約であった旨の供述をしており、その同僚の内の一人が保管している職歴の覚書きには 27 年 3 月に本工として登用された旨の記載がある上、上記の厚生年金保険被保険者資格取得届では、同年 3 月 1 日時点において、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、申立人が先輩であるとしている複数の同僚の標準報酬月額より低く、申立人のみが、他の同僚より優遇されていた状況は確認できないことから、申立人の主張をそのまま肯定することはできない。

加えて、申立人は当時の事業所の状況について、当該事業所の景気が良くなり、自分を初めとして、申立期間の時期に次々と臨時工から本工へと登用されていった旨、述べているが、社会保険庁の記録において当該事業所における厚生年金保険の被保険者数の推移を見ると、そのような傾向がうかがえるのは昭和 27 年ごろからであり、申立人が本工に登用されたとしている 25 年 10 月は資格取得者もない上、申立人が記憶している 3 人の先輩である同僚も申立人と同様に、27 年 3 月 1 日に資格を取得している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年ごろから 48 年ごろまで

私は、昭和 45 年ごろから 48 年ごろまで、A 株式会社に勤務したが、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、加入記録が無い。

私は、A 株式会社に勤務していた妹の紹介で当該事業所に勤務し、勤務期間には健康保険証も所持していたので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社に勤務していた申立人の親族及び同僚の供述から、申立人が当該事業所に勤務していた可能性はあるが、上記同僚の一人は、「私は、昭和 48 年ごろから、A 株式会社に勤務した。申立人が入社したのは、私の入社後 1 年ほど後であったと思うが、一緒に勤務した期間は 3 か月程度で、申立人の勤務形態までは記憶していない。」と供述している上、申立人を自らが当時勤務していた当該事業所に紹介したとしている上記親族の当該事業所における勤務開始時期も、上記親族は、「私が勤務したのは、申立期間の始期より後の昭和 46 年ごろから。」と供述しているため、申立人の申立期間における正確な勤務実態を確認することはできない。

また、A 株式会社は平成 17 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、18 年に破産手続廃止の決定を受けている上、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、破産管財人及び申立期間当時の事業主の後継者に照会しても、当時の賃金台帳等、関連資料は保管されていないため、申立期間における申立人の正確な勤務実態及び事業主により申立人の給与から厚生

年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

さらに、当時A株式会社に勤務していた従業員に照会したところ、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者資格取得日が本人の記憶する勤務開始時期よりも約1年間後であるとしている従業員が複数存在することから、当時当該事業所では、すべての従業員について入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、社会保険事務所の保管するA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

また、申立人の申立期間におけるA株式会社に係る雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年 12 月 1 日から 7 年 7 月 1 日まで
② 平成 12 年 10 月 1 日から 14 年 6 月 21 日まで

私は、昭和 57 年 7 月 1 日から平成 14 年 6 月 21 日まで、株式会社 A（後に有限会社 B、現在は株式会社 C）に勤務していたが、平成元年 12 月 1 日から 7 年 7 月 1 日まで、及び 12 年 10 月 1 日から 14 年 6 月 21 日の期間について、毎月厚生年金保険の保険料の最高額を控除するよう依頼していたにもかかわらず、厚生年金保険の支給額が少ないと思われるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持していた給与明細書及び住民税特別徴収税額の通知書並びに D 信用金庫 E 支店が提供している申立人に係る預金取引明細表により、申立人が申立期間のうち、平成元年 12 月、平成 14 年 3 月及び同年 5 月を除く期間については、当時の厚生年金保険の最高等級の標準報酬月額を超える給与が事業主により支給されていたことが認められる。

しかし、申立期間に係る厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、平成5年1月から同年4月まで及び同年9月から7年6月までの期間については、申立人から提出のあった有限会社B（平成6年12月からは株式会社C）の給与明細書の厚生年金保険料控除額を基に計算した標準報酬月額と、社会保険庁の記録上の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

また、申立期間①のうち、給与明細書が無い平成3年1月から4年12月まで及び5年5月から同年8月までの期間についても、申立人から提出されたF市発行の平成4年度から6年度の住民税特別徴収税額の通知書に記載されている社会保険料から推定される1か月分の社会保険料の額と、社会保険庁の記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と健康保険料の1か月分の合計額はほぼ一致している。

申立期間②については、平成12年10月から13年11月までの期間については、申立人から提出された株式会社Cの給与明細書の厚生年金保険料控除額を基に計算した標準報酬月額と、社会保険庁の記録上の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

また、申立期間②のうち、同じく給与明細書の無い平成13年12月から14年4月までの期間については、D信用金庫E支店が提供している申立人に係る預金取引明細表から、上記期間の毎月の給与振込額が13年11月までの給与の差引支給額とほぼ一致していることから、当該期間においても社会保険庁の記録している標準報酬月額に基づく社会保険料額が控除されていたことが推認できる。

さらに、株式会社Cは、平成14年6月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主に照会しても、厚生年金の標準報酬月額の決定に関する資料等の存否は不明のため、申立てに係る事実について、確認することはできない。

加えて、申立期間当時に当該事業所に勤務した従業員に照会したところ、そのうちの2人が所持していた給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額を基に算出した標準報酬月額と、社会保険庁の記録上の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 5 月 1 日から 15 年 6 月 30 日まで

私はA株式会社に勤務していたが、平成 12 年 5 月 1 日から 15 年 6 月 30 日までの期間について、社会保険庁に記録されている標準報酬月額が、実際に私が受け取っていた給与から控除されていた厚生年金保険料額に見合う額になっていないので、調査の上、厚生年金保険の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、申立期間に係るA株式会社の事業主に照会したところ、「会社が破産し管財人が工場引き渡しのときに関連資料を処分したため、社会保険庁の記録どおりの届出を行っていたかは不明。」と回答しているため、申立人の報酬額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間のうち平成 12 年 5 月分から 13 年 1 月分までの期間について、同僚が所持していた給与明細書によれば、12 年 6 月から 13 年 1 月までに支払われた給与支給額は、社会保険庁に届出された標準報酬月額よりも多い額が支給されていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、こ

これらの標準報酬月額の内いずれか低い方の額を認定することとなるが、上記同僚の給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険庁の記録する標準報酬月額は一致していることが確認できる。

さらに、他の同僚からも、実際の報酬額に比べ社会保険庁の標準報酬月額が低いとの供述があることから、申立期間当時、当該事業所においては、従業員に支払った給与支給月額よりも低い標準報酬月額で社会保険事務所に届出し、厚生年金保険料の控除についても、その低い標準報酬月額に基づいて行われていたことがうかがえる。

加えて、当時の経理担当者は「申立期間当時は、社長の指示に基づき、賞与の社会保険料額が低いため、給与の基本給を引き下げ、毎月賞与からの前借りが支払われた形にして、標準報酬月額が低くなるよう調整していた。また、毎月の厚生年金保険料の控除については、届出されている標準報酬月額に基づいて処理していたと思う。」と回答している上、当時、当該事業所で勤務していた複数の従業員も、毎月の給与の一部は賞与から振り替えて支払われていたと供述していることから、当該事業所の全従業員について、厚生年金保険料については、標準報酬月額から算出した額を従業員の給与から控除していたと認められるため、申立人について給与支給月額に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていた事実は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 2 月 1 日から 15 年 3 月 31 日まで

私は、申立期間において、A株式会社勤務していたが、当時の給与明細書は残していなかったため、事業所で確認したところ、平成 13 年 9 月に既に決定済の標準報酬算定基礎届を取り消し、同年 2 月に遡って標準報酬月額の変更を行っている。また、14 年の標準報酬月額算定時においても、既に決定済の基礎届を取り消し、同年 9 月に遡って標準報酬月額の変更をするなど、何度か標準報酬に関する手続が行われているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の事業主から提出された賃金台帳によれば、平成 9 年 10 月から 12 年 10 月までは、標準報酬月額 50 万円に見合った給与が支給されていたが、給与支給額が下がった同年 11 月から 14 年 5 月までは標準報酬月額 41 万円に見合った給与が支給されていることが確認できる。この報酬月額の変更に基づき、社会保険事務所の勧奨により 13 年 2 月からの標準報酬月額を 41 万円とする厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を同年 9 月に提出し、同年 10 月 1 日に受理されている。これについて社会保険事務所は、同年 10 月 1 日に受理した厚生年金保険被保険者報酬月額変更届は同年 9 月に提出された報酬月額算定基礎届よりも優先して適用されると回答しており、事業主は厚生年金保険被保険者報酬月額変更届により正しい報酬月額を届け出たことが確認できることから、同年 2 月から 14 年 8 月までの標準報酬月額は社会保険庁の記録と同様に 41 万円と認められる。

また、平成14年6月から20年3月までの間について、当該事業所の賃金台帳において、申立人には標準報酬月額26万円に見合った給与が支給されており、この報酬月額の変更にに基づき、事業主は14年9月からの標準報酬月額を26万円とする厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を同年9月4日に提出し、事業主は同年9月6日付けの厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書に基づき、同年9月から標準報酬月額26万円に対応する厚生年金保険料を控除していることが、事業主から提出された賃金台帳から確認できることから、同年9月から20年3月までの標準報酬月額は社会保険庁の記録と同様に26万円と認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から42年2月28日まで

ねんきん特別便が来て、初めて申立期間の厚生年金保険の加入記録に空白があることを知った。昭和39年9月に長男が生まれたばかりで、社会保険が無い会社には入社しない方針で、毎月の厚生年金保険料（毎月約7,000円）を給与から控除されていたので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社（現在は、株式会社B）に申立期間当時勤務していた複数の従業員に照会しても申立人が申立期間当時当該事業所に勤務していた事実は確認できない上、同僚のうち当時A株式会社で社会保険事務を担当していた従業員は「自分が入社した昭和41年6月以降には申立人は在籍していなかった。」と供述している。

また、申立期間当時のA株式会社の事業主は既に亡くなっている上、当時の関連資料は保管されていないため、申立人の勤務実態を確認することはできない。

さらに、申立人が申立期間後に入社したとしているC株式会社（現在はD株式会社）の現在の事業主及び当時C株式会社に勤務していた当時の事業主の親族に照会したところ、共に「申立人はE有限会社を退職した直後にC株式会社に入社した。」と供述している上、C株式会社が厚生年金保険の新規適用となった昭和42年3月1日以前から在籍していた従業員は、「申立人は自分が入社する前から在籍していた。」と供述していることから、申立期間

当時A株式会社に勤務していたとの申立人の主張をそのまま肯定することはできない。

加えて、申立人は「申立期間当時給与から厚生年金保険料を毎月約7,000円引かれていた。」と供述しているが、社会保険庁の記録において、申立期間後に勤務していたC株式会社の昭和42年3月の標準報酬月額4万8,000円から算出した給与から控除される厚生年金保険料は、1,320円であることから、申立期間当時約7,000円の厚生年金保険料を給与から控除されていたとする申立人の主張は合理性に欠ける。

また、社会保険事務所のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

さらに、雇用保険の加入記録において、申立期間のうち昭和40年9月1日から42年1月20日までの期間における記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 6 月 1 日から 15 年 8 月 1 日まで
② 平成 15 年 8 月 1 日から 16 年 1 月 1 日まで

平成 13 年 6 月から 15 年末までの期間、株式会社Aにプログラマーとして勤務しており、申立期間①は有限会社Bで、申立期間②は株式会社Aで、それぞれ厚生年金保険の被保険者となっていた。両申立期間では、給与明細書は発行されていなかったが、給与振込額が確認できる預金取引明細表兼残高表があり、社会保険庁の厚生年金保険被保険者記録には、両申立期間に係る標準報酬月額が実際の給与額より低く記録されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している預金取引明細表兼残高表により申立人が申立期間①に係る有限会社B及び申立期間②に係る株式会社Aから申立人への給与振込額が確認できるが、給与の内訳については不明であることから、当該給与振込額からは、申立人が主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていた事実は確認できない。

また、申立期間①及び②において、有限会社B及び株式会社Aにおける給与計算及び社会保険手続等人事労務を担当している株式会社Aの代表取締役は、申立期間①及び②当時の賃金台帳等関連資料は保管していないと供述していることから、申立人の申立内容を確認することはできず、同代表取締役は、従業員と協議の上、会社設立時から給与手取り額を増やすために実際

の給与額よりも低い標準報酬月額を社会保険事務所に届け出ており、申立人についても、標準報酬月額に見合った保険料しか控除していなかった旨供述している。

さらに、申立期間①及び②において在籍していた5人の元同僚に照会を行ったが、標準報酬月額を上回る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる回答を得ることはできなかった。

加えて、社会保険庁の記録によると、申立人は平成13年6月1日に厚生年金保険の資格を取得してから16年1月1日までの申立期間①及び②について、標準報酬月額の記録が訂正された形跡は認められない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年ごろから29年1月25日まで

申立期間について、A株式会社B工場に勤務していたが、社会保険事務所へ照会したところ、厚生年金保険の未加入期間となっている。成人の日
に会社で植樹を行い祝ってもらったことを憶えている。申立期間について、
厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間
において、A株式会社B工場に勤務していたことは推認できるが、当該事業
所は、昭和47年6月10日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、
登記簿によると、本社であるA株式会社も、平成14年4月に破産している
上、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、破産時の事業主に照会し
ても、当時の関連資料は保管されていないことから、申立人の勤務実態及び
申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することは
できない。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社B工場に係る健康保険厚生年
金保険被保険者名簿から、申立期間当時、当該事業所に在籍していた者16
人を抽出し、照会を行ったところ、10人から回答を得たが、申立人の正確な
勤務期間及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確
認することはできなかった。

さらに、申立人は、2、3か月の臨時工としての契約を数回更新した後、
本雇いとなったと述べており、4人の元同僚も、3か月から2年ほどの臨時

工として勤務していた期間があった旨供述している上、複数の元同僚が記憶する入社日より遅れて厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、当時当該事業所においては、すべての従業員について、入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、申立人は、A株式会社B工場において、当該事業所で上司から昭和29年1月15日の成人の日に祝ってもらったと主張し、複数の元同僚は当該事業所の社員に引率されて成人式に出席した旨供述していることから、当該事業所が市の式典に引率し対象者を出席させるか、あるいは当該事業所が祝うかの方法で成人式を行ったことがうかがわれる。このことについてC市広報室に問い合わせたところ、旧D市の広報紙において、申立期間に近接した33年1月15日に開催された成人式は、12年1月1日から同年12月31日までに生まれ、20歳に達した者を対象に行っていることが記載されている。この例からみると、仮に当該事業所で成人式を祝ったとしても同じ年齢の者を対象にしたものと考えられ、申立人が当該事業所で祝ってもらった時期は、申立人の20歳の誕生日（昭和29年*月*日）後の30年1月15日であると推認でき、その時点では既に当該事業所において厚生年金保険に加入している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 10 月 30 日から同年 12 月 1 日まで

A株式会社（後に、B株式会社に名称変更）に昭和 30 年 7 月から勤務していたが、社会保険事務所に照会したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。次の勤務先に入社するまで 1 か月も空いていなかったと思う。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述から、申立人が申立期間において、期間の特定はできないものの、A株式会社に勤務していたことは推認できるが、当該事業所は、平成 13 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、法人登記簿によると、当該事業所は、同年 7 月 22 日に解散、14 年 1 月 24 日に清算終了しているほか、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、解散時の代表取締役にも照会しても、申立期間当時の賃金台帳等関連資料は保管していない旨回答しているため、申立期間に係る正確な勤務期間及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立期間当時の同僚に照会しても、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認するための資料及び供述を得ることはできない。

さらに、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和 31 年 10 月 30 日に厚生年金保険の資格を喪失し、翌月 1 日に健康保険証が返納された旨が記載されているこ

とから、申立人の資格喪失に係る手続に不自然な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1147

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月 1 日から平成 2 年 4 月 1 日まで
② 平成 9 年 3 月 1 日から 11 年 8 月 1 日まで

申立期間①は、A鉄道B駅構内にあったC株式会社のD調理所で、弁当等の調理仕出しの仕事をしていたが、厚生年金保険の未加入期間となっている。また、申立期間②は、平成9年3月からE株式会社に勤務し、退職後に失業保険を受けたことを憶えているが、厚生年金保険の加入記録は、11年8月1日から同年8月24日までとなっている。両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、C株式会社が保管する「C人事マスターデータ(定期)(2)」には、申立人の入社年月日は平成元年6月11日、退職年月日は8年12月6日と記載されており、元同僚の回答から、申立人は申立期間①のうち少なくとも一部期間において、当該事業所のD調理所に勤務していたことは推認できるものの、同「C人事マスターデータ(定期)(2)」には、申立人はパートタイマーとして勤務していたことが記載されている。

また、雇用保険の記録によると、申立人は、C株式会社において、平成元年10月1日付けで被保険者区分は短時間の被保険者、6年4月1日付けで一般の被保険者となり、8年12月6日付けで離職していることが確認できる上、当該事業所に照会したところ、雇用保険における短時間の被保険者とは所定労働時間が週20時間以上の者、一般は週30時間以上の者であり、厚生年金保険には、勤務時間(当時、フルタイムは週44時間)及び1か月の日数が社員の4分の3以上あれば加入手続を行っている」と回答しているが、申立人は、一般の場合でも1日5時間、週6日勤務の週30時間で、勤務時間

が4分の3に達しないため、当該事業所において厚生年金保険には加入していなかったことがうかがえる。

さらに、社会保険庁のC株式会社に係るオンライン記録によると、申立期間①に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の番号は連続しており、欠番も見られないため、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②については、雇用保険の記録から、申立人は、E株式会社において、平成10年4月27日付けで被保険者となり、11年8月23日付けで離職しており、複数の元同僚の回答から、申立人が申立期間②において、期間の特定はできないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、E株式会社に照会しても、申立期間②当時の賃金台帳等関連資料は保管されておらず、申立人の勤務実態等は不明であり、厚生年金保険の適用について確認できない。

また、複数の元同僚は、申立人はE株式会社のF営業所でパート社員として勤務していたと供述しており、そのうちの一人は、すべてのパート社員は平成11年8月1日から厚生年金保険に加入することとなったと供述しているほか、当該事業所の総務担当者は、F営業所はE株式会社の事業部であり、同事業部では従業員を順次厚生年金保険への加入手続をすすめていた時期であった旨供述していることから、申立期間②において給与から厚生年金保険料が控除されていた事実はうかがえない。

さらに、上記複数の元同僚のうち入社時期を記憶している3人について、社会保険庁の記録をみると、いずれも平成11年8月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間①及び②において長女の健康保険の扶養家族に入っていたと述べていることから判断すると、申立期間①及び②において給与から厚生年金保険料が控除されていたとする申立人の主張をそのまま肯定することはできない。

このほか、申立期間①及び②における厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 7 日から 40 年 9 月 26 日まで
② 昭和 40 年 9 月 27 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間①について、A商店を退職した際、自分で脱退手当金の手続きを行い、脱退手当金約3万2,000円を受給したが、B株式会社を退職した際には受給した記憶はない。

また、申立期間②について、社会保険事務所からB株式会社に係る厚生年金保険の資格喪失日は昭和40年9月26日であるとの回答があったが、同年同月30日まで働いていたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手」の表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、社会保険業務センターが保管する申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答した年月日である「回答済 41. 11. 17」が記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人が受給したと供述する脱退手当金の金額は、A商店とB株式会社に勤務していた期間を基に算定された支給額とほぼ一致しており、ほか

に脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

次に、申立期間②について、B株式会社の当時の事業主及び役員は既に亡くなっており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の有無について確認できる関連資料及び供述を得ることはできない。

また、申立人と同時期に当該事業所に勤務していた複数の同僚に照会しても、申立てに係る事実を確認できる供述は得られない。

さらに、社会保険事務所が保管するB株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は昭和40年9月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認でき、社会保険庁のオンライン記録とも一致している。

このほか、申立期間②について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 8 月 18 日から 29 年 6 月 1 日まで
(有限会社A)
② 昭和 30 年 8 月 22 日から 32 年 8 月 20 日まで
(B工場)
③ 昭和 33 年 3 月 5 日から 37 年 3 月 15 日まで
(C株式会社)

厚生年金保険に加入していた期間について、脱退手当金支給済みとなっているが、受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所には、脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書が保管されており、同請求書には、「受付第*号 昭和 37. 4. 30 D社会保険出張所」、「小切手 37. 8. 23 交付済」の押印が確認できる。

また、申立期間に係る最後の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、脱退手当金の受給資格が有る 15 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、10 人に脱退手当金が支給されており、資格喪失日の約 3 か月から 9 か月後に支給決定がなされている上、当該事業所の代表清算人は、「当時、事業所では脱退手当金に関する説明を従業員に行い、従業員に代わって社会保険事務所への請求手続を行い、退職金に含めて脱退手当金を支払っていた。」と回答していることを踏まえると、事業主による代理請求がなされたものと推認されることから、申立人についても同様に代理請求がなされた可能性がうかがえる。

さらに、申立期間に係る事業所の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和37年8月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月11日から36年2月24日まで

私は、申立期間について、自動車の運転手兼営業係としてA社に勤務していた。社会保険庁の記録では厚生年金保険の加入期間になっていないが、間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社に勤務していた複数の同僚の供述から、申立人は当該事業所に勤務していたことは推認できるが、当該事業所は、既に廃業しており、当時の事業主の所在が不明であるため、申立人の勤務実態及び申立期間における厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、複数の同僚は、「申立期間当時の事業所の社員数は25人程度で、社員全員が厚生年金保険に加入していたのではないか。」と供述しているが、A社の被保険者名簿によると、申立人が勤務していたとする期間の厚生年金保険被保険者数は19人であり、当該事業所において、当時必ずしも、社員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間に係る当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号は連続し、欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。